

# 岐阜県公報

第 二 百 七 十 二 号  
令 和 四 年 二 月 四 日  
( 金 曜 日 )

## 目 次

### 規 則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

( 建築指導課 ) 五三<sup>ページ</sup>

### 告 示

土壌汚染対策法に基づく措置を講ずることが必要な区域の指定の解除

( 環境管理課 ) 五四

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除

( 同 ) 五四

保安林の解除をしようとする旨の通知

( 治 山 課 ) 五四

土砂災害警戒区域の指定

( 砂 防 課 ) 五四

土砂災害特別警戒区域の指定

( 同 ) 五五

## 規 則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九号

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則(平成二十七年岐阜県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十九条第一項第三号」の下に「及び第二項第三号」を加え、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号中「第百二条第二項」を「第百二条第二項第一号、第二号若しくは第五号」に改め、「こと」の下に「又は同項第三号若しくは第四号の国土交通大臣が定める基準に該当すること」を加え、同号を同項第一号とし、同項中第四号を第二号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和四年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する要措置区域

令和三年岐阜県告示第三百五十六号により指定した区域（大垣市河間町二丁目五番並びに三丁目二六番一、二九番、三〇番及び二〇〇番一の各一部）のうち、大垣市河間町三丁目二〇〇番一の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物

三 当該要措置区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第三十一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和四年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定を解除する形質変更時要届出区域

令和三年岐阜県告示第三百五十八号により指定した区域（大垣市河間町三丁目二九番及び二〇〇番一の各一部）のうち、大垣市河間町三丁目二〇〇番一の一部

二 指定に係る特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

岐阜県告示第三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和四年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

岐阜市北一色一丁目五の四五、五の四六、五の四八

二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

三 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

岐阜県告示第三十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
笠原町1	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

笠原町2	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町3	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町4	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町5	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町6	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町7	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町8	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町9	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町10	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町11	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町12	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町13	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町14	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町15	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町1	多治見市笠原町	次の図のとおり	土石流
笠原町2	多治見市笠原町	次の図のとおり	土石流
笠原町3	多治見市笠原町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年二月四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
笠原町1	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町2	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町3	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町4	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町5	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町6	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町7	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町8	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町9	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町10	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町11	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町12	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町13	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町14	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町15	多治見市笠原町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠原町1	多治見市笠原町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県多治見土木事務所及び多治見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

令和四年二月四日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社